

大阪災害派遣精神医療チーム（大阪 DPAT）設置運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、自然災害や犯罪事件及び航空機・列車事故等の集団災害（以下「災害等」という。）における精神科医療及び精神保健活動の支援の充実強化を図ることを目的として、大阪府地域防災計画に定める災害派遣精神医療チームである「大阪災害派遣精神医療チーム（以下「大阪 DPAT」という。）」の設置及び運営等に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 大阪 DPAT とは、災害等が発生した際に、被災地域等における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府、大阪市及び堺市（以下「大阪府等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

2 大阪 DPAT を構成する班のうち、厚生労働省委託事業 DPAT 事務局（以下「DPAT 事務局」という）が行う DPAT 先遣隊研修の修了者によって組織され、発災から概ね 48 時間以内に、被災した都道府県等で活動できる班であって、大阪府が厚生労働省に登録したものを先遣隊とする。

（構成）

第3条 大阪 DPAT は、精神科医師、看護師、業務調整員を含め、1 班 3 名から 4 名程度で構成するものとし、原則、大阪 DPAT の活動に必要な知識・技能を有する者とする。また、必要に応じて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を含めて構成することができることとする。

2 先遣隊を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、先遣隊以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

（隊員登録）

第4条 大阪府等は、大阪 DPAT として活動する意思を有し、所属長から推薦を受けた者を対象に、大阪 DPAT 養成研修を実施する。

2 大阪府は、大阪 DPAT 養成研修を修了した者を大阪 DPAT 隊員登録者名簿（様式第 1 号）に登録し、大阪 DPAT 隊員登録証（様式第 2 号）を交付する。

3 前項により登録された者（以下、「大阪 DPAT 隊員」という。）は、登録証の記載事項について変更のあるときは、速やかに、所属長を経て大阪 DPAT 隊員登録証記載事項変更届（様式第 3 号）を大阪府に届け出る。

4 その他、厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」に規定されている研修を修了した者についても、大阪 DPAT 隊員登録申請書（様式第 4 号）により申請することで、大阪 DPAT として隊員登録できることとする。

(協力医療機関)

第5条 大阪府は、大阪 DPAT の派遣にあたり、大阪 DPAT 隊員の派遣が可能な医療機関から、協力の申出を受けて、大阪 DPAT 協力医療機関として登録する。

2 前項の申出にあたっては、大阪 DPAT 協力医療機関申出書(様式第5号)により、大阪 DPAT として活動できる大阪 DPAT 活動職員名簿(様式第6号)を添付するものとする。

3 協力医療機関の長は、登録内容について変更のあるときは、速やかに、大阪 DPAT 協力医療機関登録内容変更届(様式第7号)により届け出ることとする。

(派遣基準)

第6条 大阪 DPAT の派遣基準は、以下のとおりとする。

(1) 大阪府災害対策本部が設置され、被災地域において精神科医療・精神保健活動への需要が増大する等、大阪府がその活動を要すると判断した場合。

(2) 災害対策基本法に基づく被災都道府県知事又は所掌大臣からの派遣要請があった場合。

(3) その他、自然災害等の規模及び被災状況に基づき、大阪府がその活動を要すると判断した場合。

(派遣要請)

第7条 大阪府は、大阪 DPAT を派遣する必要があると判断したときは、大阪 DPAT 派遣要請書(様式第8号)により、協力医療機関及び大阪 DPAT 隊員又はそれと同等の学識・技能を有する者の所属する機関の長(以下「協力医療機関等の長」という。)に対して派遣を要請する。

2 協力医療機関等の長は、前項の要請を受けたときは、派遣の可否について、速やかに大阪 DPAT 派遣回答書(様式第9号)により大阪府に報告する。

3 前2項の定めにかかわらず、緊急時等で指定様式による派遣要請及び派遣回答することができなかつた場合は、事後、速やかに規定する手続きを行うこととし、派遣を優先させるものとする。

(DPAT 統括者)

第8条 大阪府は、原則として、次の要件をいずれも満たす者から適当と認める者を大阪 DPAT 統括者に任命し、厚生労働省に登録する。なお、大阪市・堺市に所属する者を任命する場合は、事前に当該市と協議を行う。

(1) 災害精神医療、精神科救急体制に関わる精神科医師、地域精神保健医療に関わる精神科医師

(2) DPAT 事務局が行う DPAT 研修及び DPAT 先遣隊研修を受講済み又は今後受講する

意思がある者

(3) 夜間休日の緊急連絡体制を確保できる者

2 大阪 DPAT 統括者は、第 10 条に定める災害等発生時の精神保健医療活動の中心的な役割を担うものとする。

(DPAT 調整本部、DPAT 活動拠点本部、DPAT 派遣支援本部の設置と廃止)

第 9 条 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長（以下、「地域保健課長」という。）は、大阪府災害対策本部が設置され、被災地域において精神科医療・精神保健活動の需要が増大した場合に、DPAT 調整本部を設置し、DPAT 調整本部長を指名する。

2 前項により設置された DPAT 調整本部の廃止は、精神保健医療機関の機能が回復し、かつ DPAT 活動の引継ぎと、その後のニーズに対応できる体制が整った時点を目安とし、DPAT 調整本部長と協議の上、地域保健課長が決定する。

3 DPAT 調整本部長は、必要に応じて、医療機関、保健所、公共施設等への DPAT 活動拠点本部の設置の決定を行い、DPAT 活動拠点本部の責任者を指名する。

4 大阪府外で大規模災害等が発生し、厚生労働省等から大阪 DPAT 派遣の要請があった場合は、地域保健課長を本部長とする大阪 DPAT 派遣支援本部を設置し、大阪 DPAT の派遣及び終了について DPAT 事務局等と協議する。

(活動内容)

第 10 条 大阪 DPAT は、原則として、被災した都道府県によって設置される DPAT 調整本部及び DPAT 活動拠点本部の調整下で次項に定める活動を行うものとする。なお、第 2 条第 2 項に定める先遣隊は、主に本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等の役割を担うものとする。

2 大阪 DPAT の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 本部活動

DPAT 調整本部、DPAT 活動拠点本部において、DPAT の指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整を行う。

(2) 情報収集とニーズアセスメント

① EMIS や J-SPEED、関係機関からの情報を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。被災状況の把握できない精神科医療機関、避難所、医療救護所があった場合は、安全を確保した上で、直接出向き、状況の把握に努める。

② 収集した情報をもとに、活動した場所における精神保健医療に関するニーズアセスメントを行う。

(3) 情報発信

DPAT 活動の内容（収集した情報やニーズアセスメントの内容も含む）は、DPAT 活動拠点本部へ、DPAT 活動拠点本部が立ち上がっていない場合は、DPAT 調整本部へ報

告する。また、地域災害医療対策会議等における他の保健医療チーム（DMAT、JMAT、日赤救護班、DHEAT等）への情報発信とともに、EMIS、J-SPEED等を通じて情報発信を行う。

- (4) 被災地での精神科医療の提供
 - (5) 被災地での精神保健活動への専門的支援
 - (6) 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）
 - (7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）への専門的支援
 - (8) 精神保健医療に関する普及啓発
 - (9) 活動記録
 - ①活動地域（保健所等）に記録を残すこと。
 - ②EMIS、J-SPEEDに記録を残すこと。
 - (10) 活動情報の引き継ぎ
 - ①チーム内で十分な情報の引き継ぎを行う。
 - ②医療機関ではその医療機関のスタッフ、避難所では施設を管轄する担当者や保健師に対し、十分な情報の引き継ぎを行う。
- 3 大阪 DPAT はその活動に際して収集した個人情報について、その取扱いに留意するとともに、活動の目的外で使用しない。

（装備機材）

第11条 大阪 DPAT を構成する各班は、大阪府内又は大阪府外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、交通・通信手段、宿泊、日常生活面等で自立して活動することを基本とする。

（研修等）

第12条 大阪府等は、大阪 DPAT の資質向上等を図るため、研修及び訓練の実施に努めるものとする。

2 協力医療機関の長は、災害等の発生時に大阪 DPAT を派遣できるよう体制の維持を図るとともに、その資質を維持するべく院内外における研修及び訓練に努めるものとする。

（費用及び補償）

第13条 協力医療機関は、原則、大阪 DPAT を派遣できるよう体制を維持するための費用及び活動に要する経費を負担する。ただし、大阪府の要請に基づき、災害救助法第7条（従事命令）の定めによる救助に関する業務に従事した場合は、災害救助法第18条（費用の支弁区分）及び同法施行令第5条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

2 大阪府等は、大阪 DPAT が活動に際して負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合に対応するため、傷害保険に加入し、必要な補償が行われるようにする。

3 大阪 DPAT の待機に要する費用及び派遣に関する手当は、大阪府からの要請の有無に関わらず、大阪 DPAT を擁する協力医療機関の負担とする。

(その他)

第 14 条 その他、この要綱に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 19 日から施行する。